

広島県児童生徒1人1台端末（Chrome OS）共同調達に係る情報提供依頼書

1 本依頼の目的

本依頼書は、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」における公立学校情報機器整備費補助事業を活用し、広島県内の義務教育課程の児童生徒1人1台端末の整備・更新を共同調達により行うため、各事業者より端末及び各種サービス等の提供に関する情報を広く収集することを目的とする。

2 情報提供の範囲

- (1) 「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」（令和6年4月17日文部科学省）に記載の補助対象となる端末本体（MDM及びタッチペン等の周辺機器を含む）及び設置・据え付け（いわゆる「基本パッケージ」に相当するもの）について、見積書（任意様式）を提示すること。
- (2) 上記の補助対象とならないもの（いわゆる応用パッケージに相当するもの）について、貴社が提供可能な機器、付属品、有償サービス及びソフトウェア等について提案を行うとともに、その費用について見積書を提示すること。
- (3) (1)及び(2)で提供可能な機器のカタログ及びサービス内容の詳細が記載された資料等を提供すること。

3 調達機器

- (1) 調達数、希望納入期限及び調達方法
調達数、希望納入期限及び調達方法は「別紙1」のとおりとする。
詳細は、契約候補者決定後、当該共同調達に参加する教育委員会（以下「各教育委員会」という。）と協議の上、決定する。
納入については、期限までに全台数を納入すること。
- (2) 仕様及び保守・保証
機器等の調達仕様詳細及び導入した機器等の保守・保証は「別紙2」のとおりとする。
なお、機器等の保守は、機器等の費用に含まれるもの（メーカーもしくは事業者が標準的に提供するもの）に限る。機器等の費用に含まれない保守、保証サービスを提供できる場合は、2(2)の見積書で提示すること。
- (3) 筐体の形状
本依頼では、筐体の形状は、コンバーチブル型を提案すること。
ただし、複数の機種を提案でき、かつ各教育委員会が機種を選択することができる場合は、コンバーチブル型に加えて、デタッチャブル型等の筐体を提案してもよいものとする。
- (4) 納入場所
各教育委員会の全学校に直接搬入、設置するものとする（実際の調達時においては、各教育委員会が指定する場所に納入または設置する想定。）

4 調達に係る概要及び基本的条件

- (1) 本調達の範囲は端末等の納入、キッティング、G I G Aスクール無線ネットワークへの接続設定、動作確認及び更新対象端末の回収とし、その後の各教育委員会が独自に導入する学習支援ソフトウェア等の設定作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認）は調達範囲に含まない。
- (2) 2（2）記載の補助対象とならないもののうち、メーカー又は貴社が無償で提供可能なものについては、2（1）の見積書に含めてもよいものとする。
ただし、無償提供が可能な期間に限りがある場合は、その旨を明示するとともに、そのサービス等を無償提供期間後も継続利用する場合に必要な費用を2（2）の見積書に記載すること。
- (3) 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (4) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- (5) 端末の仕様を厳守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。
- (6) OS は調達時点で最新バージョンのものを導入すること。
- (7) 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（回収・機器等調達、搬出・搬入、設置等一式）にかかる費用を含むこと。なお、仕様において追加提案としているものについては、別途見積書を作成する（単価を示す）こと。
- (8) 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。
- (9) 調達については、買取方式・リース方式の両方に対応し、下取り制度も利用できること。
リース方式の場合、リース期間満了後は、端末等を各教育委員会に無償譲渡するものとする。
- (10) リース方式において、契約候補者が課税事業者の場合、補助金の交付申請時に当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、各教育委員会と協議の上、誠意をもって対応すること。

5 機器の搬入・設置

- (1) 機器の搬入・設置に係る要件については、各教育委員会と協議の上で進めること。
- (2) 各教育委員会と協議の上、搬入・設置に関するスケジュール案を作成し、提出すること。
- (3) 外観からでも端末を識別することができるよう、各教育委員会の指示に従い、端末番号等のシールを作成し、端末に貼り付けること。
- (4) 端末番号やMACアドレス、シリアルナンバー等を整理した機器一覧表を提出すること。
- (5) 搬入後、すぐに端末を使用できるように、キッティングを行うこと。
- (6) 搬入作業は施設等を傷つけることのないよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、施設等を所管する教育委員会及び各学校と協議の上対応すること。
- (7) 機器等の搬入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

6 提出資料

次の表に記載された資料を提出すること。

No.	提出資料	提出先	提出時期
1	機器一覧表（電子媒体）	各教育委員会	機器納入時
2	機器の取り扱い説明表（電子媒体及び紙媒体3部）	各学校	機器納入時
3	納入機器等の保証書	各教育委員会	機器納入時
4	補助対象経費及び補助対象外経費の内訳書	各教育委員会	機器納入時
5	サポート体制図	各教育委員会	機器納入時
6	その他発注者が必要と認めた書類・電子データ	各教育委員会	発注者指定

7 更新対象端末等の回収・搬出

- (1) 更新対象端末等は、GIGA第1期で調達した機器を対象とし、リユース又はリサイクルを基本として、回収を希望する場合は契約候補者が各教育委員会から回収すること。
- (2) 現時点における回収する更新対象端末等の想定台数については、「別紙1」のとおりとする。
- (3) 更新対象端末等の回収・搬出に係る要件については、各教育委員会及び各学校と協議の上進めること。
- (4) 搬出作業は施設等を傷つけることが無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、施設等を所管する教育委員会及び各学校と協議の上対応すること。
- (5) 更新対象端末等の搬出の際は、端末カバー、ハードウェアキーボード等の付属品及び梱包物等は受託者が回収し、適切に処理すること。

8 その他

- (1) 本資料による情報提供の依頼は、1人1台端末の整備・更新に関する機種や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではない。
- (2) 本依頼により、業務上知り得た情報は、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。
- (3) 貴社から提供される提案について、将来の契約を約束するものではない。
- (4) 貴社の回答について、各教育委員会で疑義が生じた場合は、改めて質問等を行う場合がある。
- (5) 提供された情報については、各教育委員会内でコピー・配付を行うが、貴社に断りなく他地方公共団体や他社への配付をすることはしない。
- (6) 提供された情報、資料等については、返却しないものとする。
- (7) 提案者は、プライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC 27001 認証）を取得していること。

【別紙1】納入（更新対象端末）数量、納入期限、調達方法及び更新対象端末等の想定回収台数等

	団体名	納入数量	納入期限	契約時期	学校数	調達方法	更新対象端末等の想定回収台数
1	竹原市	1,302	R7.11.30	R7.6.30	11	購入	1,497
2	三原市	5,902	R8.2.27	R7.6.30	30	購入	4,932
3	尾道市	9,454	R8.2.27	R7.6.30	39	リース (5年)	10,130
4	庄原市	2,332	R8.2.27	R7.6.30	20	購入	2,208
5	大竹市	2,012	R8.2.3	R7.6.30	6	購入	0
6	廿日市市	10,726	R8.2.27	R7.6.30	27	購入	10,294
7	安芸高田市	1,805	R8.3.31	R7.5 仮契約	13	購入	1,600
8	江田島市	1,138	R8.2.27	R7.6.30	9	購入	1,158
9	海田町	2,849	R8.2.27	R7.5 仮契約	6	購入	2,760
10	熊野町	2,047	R8.2.27	R7.5 仮契約	6	購入	0
11	坂町	1,287	R8.2.27	R7.6.30	4	購入	1,300
12	安芸太田町	310	R7.9.30	R7.6.30	5	購入	380
13	北広島町	1,200	R8.2.27	R7.6.30	11	リース (5年)	0
14	世羅町	1,090	R8.2.27	R7.5 仮契約	7	購入	1,000
15	神石高原町	468	R7.9.30	R7.5 仮契約	7	購入	570
	合計	43,922	—	—	201	—	37,829

【別紙2】詳細仕様（Chrome OS）

OS	Chrome OS
CPU	Intel Celeron Processor N4500と同等以上 ※Intel社製に限定するものではない。
ストレージ	32GB以上
メモリ	4GB以上
画面	11～14インチ、タッチパネル、10点マルチタッチ対応
筐体の形状	コンバーチブル型（複数機種を提案できる場合は、コンバーチブル型に加えて、デタッチャブル型等を提案してもよい）
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax以上

周辺機器	ハードウェアキーボード（JIS標準配列及び防滴試験をクリアしていること）、タッチペン
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラのどちらかに（AF（オートフォーカス）機能があること） なお、インカメラ及びアウトカメラともに教科書等の教材に記載されているQRコードを正しく読み取れる性能を有すること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること
外部接続端子	USB3.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)、USB Type-Aに対応したポートをそれぞれ1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1.5kg程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
堅牢性	MIL-STD-810Hに準拠した衝撃、落下試験にクリアしていること
端末管理機能	以下の設定について、ネットワークを介して行うためのMDMライセンス（Google GIGA Licenseが望ましいが、サードパーティ製でも可）を付属すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・ 端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時の制御設定
その他	<p>1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること</p> <p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） <p>2 OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p> <p>3 OSメーカーが提供する自動更新ポリシーが少なくとも令和13年3月末まで提供される機器を選定すること</p> <p>4 次の条件を満たすことができる場合は、費用（無償、有償）を提示するとともに、その詳細について記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 端末本体へ収納又はマグネット等により本体に貼り付くことが可能なタッチペン ○ 次の条件を満たす画面保護フィルム <ul style="list-style-type: none"> ・ 材質：PET ・ 厚さ：0.15mm程度 ・ 硬度：3H以上 ・ 光沢：ノングレア（反射防止）タイプ

○ 端末1台につき、予備用充電器（ACアダプタ）の追加添付

○ **学習者用コンピュータのハードウェア保守・保証**

- ① 納入日から1年間以上の無償メーカー保証があること。なお、無償修理の対象になるものの基準を提示すること
- ② 無償・有償に関わらず、5年間以上送付バック方式による修理対応が可能なこと。なお、修理・交換は、送付から2週間程度で完了すること
- ③ 学校や教育委員会からの修理等に対応する窓口（電話・電子メール等）を設けること
- ④ 端末の一元保守（メーカーとの修理調整、キッティング、保証期間の延長等）を行うサービスについて、追加提案すること。契約を行うかどうかの判断は、各教育委員会が行うため、サービス金額の積算方法（台数×〇円等）を示すこと。また、単年度での契約が可能なこと
- ⑤ 故障率を低減するためのケース等がある場合は追加提案すること。契約を行うかどうかの判断は、各教育委員会が行うため、単価を示すこと
- ⑥ 導入した機器に障害又は不具合が判明した場合は、各教育委員会と協議し適切な対応を行うこと
- ⑦ 機器の初期不良については、全て新品への交換対応をすること。なお、初期不良として対応する期間については、別途協議の上、定めるものとする
- ⑧ 端末の輸送に係る費用は全て、受託者または端末の製造者が負担すること